

桑名市告示第123号

桑名市附属機関等の設置及び運営に関する指針及び桑名市附属機関の委員等の報酬等又は謝礼等に関する基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市附属機関等の設置及び運営に関する指針及び桑名市附属機関の委員等の報酬等又は謝礼等に関する基準の一部を改正する告示

(桑名市附属機関等の設置及び運営に関する指針の一部改正)

第1条 桑名市附属機関等の設置及び運営に関する指針(平成26年桑名市告示第21号)の一部を次のように改正する。

第8条に次の2号を加える。

(4) 附属機関の長が必要と認めるときは、オンライン(映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。)による会議(以下「オンライン会議」という。)の開催ができるようにすること。

(5) 会議(オンライン会議を含む。以下同じ。)の開催が困難であると附属機関の長が認めるときに限り、委員に会議の資料を配布し、当該委員による資料の検討、意見交換、賛否の表明等(以下「書面協議」という。)により会議の開催に代えることができるものとする。

第13条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、会議の開催に代えて書面協議を行った場合は、書面協議の過程を記録し、公表等に努めるものとする。

(桑名市附属機関の委員等の報酬等又は謝礼等に関する基準の一部改正)

第2条 桑名市附属機関の委員等の報酬等又は謝礼等に関する基準(平成26年桑名市告示第22号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

5 指針第8条第4号の規定によりオンライン会議を開催した場合又は同条第5号の規定により会議の開催に代えて書面会議を行った場合においても、報酬を支給することができる。

第4条に次の1項を加える。

3 前条第5項の規定は、懇親会等の参加者に支給する謝礼について準用する。この場合において、同項中「委員」とあるのは「参加者」と、「報酬」とあるのは「謝礼」と読み替えるものとする。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。